

ID: 3005

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

<b>処分の概要</b>	制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市計画法 第41条第2項ただし書(第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)		
<b>法令番号</b>	昭和43年法律第100号		
<b>【基準】</b>	<p>法第41条の規定による。 (建築物の建ぺい率等の指定)</p> <p>第41条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日